

売上げの不正計上に係る代表取締役の監視義務・内部統制システム構築義務違反がないとされた事例**【文 献 種 別】** 判決／東京地方裁判所**【裁判年月日】** 平成 30 年 3 月 29 日**【事 件 番 号】** 平成 28 年（ワ）第 30606 号**【事 件 名】** 損害賠償等請求（株主代表訴訟）事件**【裁 判 結 果】** 棄却**【参 照 法 令】** 会社法 423 条 1 項・462 条 1 項 2 項・461 条 1 項 2 号 8 号、
会社計算規則 159 条 2 号 8 号**【掲 載 誌】** 判時 2426 号 66 頁、資料版商事 422 号 23 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25552583

愛媛大学准教授 岡田陽介

事実の概要

学習塾の経営等を目的とする A 株式会社は、会社法上の大会社であり、東証一部に上場している。A 社の創業者 Y は、昭和 60 年の設立当初から同社の代表取締役を務めていたが、平成 27 年 10 月 1 日、代表権のない取締役相談役となった。Y は平成 16 年頃から、講師管理や教室運営等の既存事業の経営を取締役副社長 P₃ に、財務会計を含む管理業務を専務取締役 P₁ にそれぞれ委ね、自らは新規事業の立ち上げに注力していた。

A 社は、平成 19 年以前から少なくとも 3 名の社外監査役を含む 4 名の監査役を選任しており、うち 1 名は公認会計士の、2 名は税理士の資格を有していた。また、業務の適正を確保するための体制として、企業倫理に関する諸規程や文書管理規程を定めるなどしていた。

平成 19 年 4 月、Y は A 社の会計監査人である D 監査法人から、次期に実施予定の授業に係る売上げの先取り計上などの方法により売上げ約 6 億円が不正計上されているという指摘を受け、事実関係の確認のために P₃・P₁ らから事情を聴取した。調査の結果を受けて Y は、P₃・P₁ は不正計上に関与していないと判断した。

Y は、P₃・P₁ に対して再発防止委員会の設置を指示し、P₃ を委員長、P₁ を副委員長、F 監査法人に所属する公認会計士らを委員として同委員会が設置された。Y は、同委員会から、不正計上が行われた原因は授業実施数を実施管理簿による

紙媒体で管理し授業実施と売上げとの紐付け状況を把握できなかったことにあるため、授業実施データを一元管理して会計処理を行うコンピュータ・システムの導入が再発防止に有効である旨の報告を受けた。そこで、Y は、授業実施数と授業実施による講師への給与の支払を紐付けし、売上げ計上の基礎となる授業実施数を正確に管理集計するシステム G の導入を決定し、F 監査法人の公認会計士やシステムの技術者の助言の下で G を構築し導入した。Y は、G の導入後も経理部門担当役員等に G の運用状況を確認するなどした。さらに Y は、コンプライアンスの状況を監視する内部監査室の体制を強化し、従業員研修等で平成 19 年の不適切な会計処理に言及し、従業員が Y に直接意見を述べるため目安箱を設置するなどの対応策を講じた。G の下では、次期に実施予定の授業を先取りしての売上げ計上は不可能であったが、役員や幹部従業員らの指示ないし黙認があれば授業実施数等について虚偽の数値を打ち込むことが可能であり、そもそも G は契約書の偽造などの行為に対応できるものではなかった。

平成 19 年 2 月期で A 社と D 監査法人の監査契約は終了し、平成 20 年 2 月期からは、A 社会計監査人は F 監査法人に変更された。

A 社では、平成 20 年 2 月期以降平成 26 年 2 月期の第 3 四半期までの各期において、少なくとも P₁・P₂ の指示ないし黙認の下で不適切な会計処理が行われるようになった。当初は当日欠席（前日までに連絡なく授業当日に生徒が欠席した場

合、役務提供があったものとみなして売上げを計上)、社員授業(講師料の支払が不要な従業員による授業実施)及びご祝儀(生徒が未消化授業を残して退会した場合などに教室の担当者が保護者から前受金の返還は不要との了解を得て未消化授業相当の売上げを計上)を仮装して未消化コマ数を減らし売上げを不正に計上する手法であったが、平成21年2月期以降は、映像講座契約において契約書の日付を遡らせる、契約成立の見込みがないのに契約書を作成するなどの手法も行われるようになった。

平成25年2月頃、Yは売上げの不適切計上を告発する匿名の手紙を受領し、P₁に調査を命じた。常務取締役P₂が調査したところ、不適切計上の事実が確認され、手紙の内容は事実で問題となっている売上げの計上を取りやめた旨の報告書をP₁に提出したが、Yには提出せず、上記告発を調査したが問題はなかった旨を報告した。

平成25年11月、A社は証券取引等監視委員会による立入調査を受け、本件不正会計が発覚した。これを受け、翌月A社は過去の会計処理を調査するため利害関係のない弁護士・公認会計士等による第三者委員会を設置した。同委員会は、平成26年2月、A社に対し、A社とその連結子会社で平成20年2月期から平成26年2月期第2四半期にかけ合計83億8000万円の売上げを不適切に計上していた(以下「本件不正会計」という。)との調査結果をまとめた報告書を提出した。同年4月、A社は、平成21年2月期から平成25年2月期までの有価証券報告書等に売上げを過大に計上した虚偽記載があるとして、金融庁長官から4億1477万円の課徴金納付命令を受け、平成26年6月、これを国庫に納付した。

A社取締役会は、平成21年2月期から平成26年2月期にかけて、期末配当・中間配当として合計47億円超の配当を決議し、平成21・22年に合計4回、自己株式の取得を決議した。Yは、上記各取締役会に出席し、上記各決議にいずれも賛成していた。

A社は、E法律事務所所属の弁護士らに対し、本件不正会計に関し、A社及び連結子会社等の取締役、監査役及び会計監査人に対する責任追及訴訟提起の方針を照会した。上記弁護士らは、平成27年3月付けでA社監査役会に対し、取締役P₁・P₂に対しては任務懈怠に基づく責任追及をすべきであるが、Yに法的な意味での内部統制システ

ム構築・運用義務違反は認められず、法的責任の追及は難しい旨を記載した意見書(監査役会版)(以下「本件意見書」という。)を、同年4月付けでA社取締役会に対し、監査役の責任追及の可否等を記載した意見書(取締役会版)を提出した。

同年5月、A社は本件意見書を踏まえ、P₁・P₂に対し、本件不正会計を知らながら黙認したことなどを理由とする任務懈怠に基づき、連帯して3億円の支払を求める損害賠償請求訴訟を提起した。この訴訟は、P₁・P₂の請求認諾により平成28年3月に終了した。

平成27年10月、A社の株主Xは、A社監査役に対し、本件不正会計に関してYには監視義務及び内部統制システムを構築すべき義務等を怠った善管注意義務・忠実義務違反並びに違法配当等に係る責任があるなどとして、会社法423条1項及び同法462条1項に基づく責任追及の訴えの提訴請求をし、その後、代表訴訟を提起した。

判決の要旨

請求棄却。

「Yは、平成20年4月以降、P₃に代表取締役社長の職を譲り、自らは代表取締役会長となったこと……が認められ、上記監査法人からの指導等については、現場で教室運営や財務会計を担うP₃及びP₁が対応していたことがうかがわれるから、Yが代表取締役であったことをもって、直ちに本件不正会計の事実又はその兆候を知っていたと認めることもできない。」「Yが、平成25年2月頃、売上げの不適切な計上を告発する匿名の手紙を受領したため、P₁に対して調査を命じたことが認められるが、他方、P₁は、P₂に調査させたところ、売上げの不適切計上の事実が確認され……たが、Yに対しては、……上記告発について調査したが問題はなかった旨の虚偽の報告を行ったことも認められるから、結局、P₁は情報がYに伝わることを遮断していたのであって、上記内部告発の事実をもって、Yが本件不正会計の事実又はその兆候を知っていたと認めることもできない。」「Yが、本件不正会計の事実又はその兆候を知っていたということはできず、……Yに監視義務違反があるということはできない。」

「大会社である取締役会設置会社において、取締役会は、取締役及び使用人の不正行為を防止す

るため、内部統制システムの大綱を決定することを要し（会社法 362 条 5 項、同条 4 項 6 号、会社法施行規則 100 条 1 項）、業務執行を担当する代表取締役は、その大綱を踏まえ、内部統制システムを具体的に決定すべき義務を負うと解される。もっとも、整備すべき内部統制システムの内容については、当該会社の規模、事業内容その他の事情によって左右されるものであるから、会社経営の専門家である取締役に広い裁量が与えられているというべきであり、代表取締役は、原則として、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を整えれば足り、不正行為が通常容易に想定し難い方法によるものであった場合には、代表取締役において、不正行為の発生を予見すべきであったという特別な事情がない限り、当該代表取締役に、不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるということとはできないものと解するのが相当である（最高裁判所平成……21 年 7 月 9 日第一小法廷判決・裁判集民事 231 号 241 頁）。

「Y は、本件不正会計の事実を知らなかったというべきである。……A 社においては、もともと公認会計士や税理士の資格を有する 3 名の社外監査役を含む 4 名の監査役が選任され、監査業務に当たっていたこと、財務諸表等について会計監査人による監査が行われていた上、特に、平成 20 年 2 月期からは平成 19 年の売上げの不正計上に関して再発防止委員会の委員を務め、G の設計にも助力した F 監査法人が会計監査人となったことが認められ、……D 監査法人から F 監査法人への監査業務の引継ぎが円滑に行われ、Y は同監査法人から監査に問題があるなどの報告を受けたことがなかったこと、A 社においては、売上高等を確認する機会として教室別の経営分析会議が開催されていたものの、上記会議において Y に報告された売上高等の数値は改ざんされたものであったことが認められるから、これらの事情を考慮すれば、財務会計を含む管理業務を P₁ に委ねて新規事業の立ち上げに注力していた Y が、監査役会や監査法人の監査を経た財務諸表等に基づいて作成された配当議案等に経理上の不正があることを発見することは困難であったというべきであり、Y には、本件剰余金の配当等が分配可能額を超えることについての注意義務違反はなかったものというべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、取締役の監視義務違反及び内部統制システム構築義務違反が否定された事例である。学習塾の運営等の既存事業の経営及び財務会計を含む管理業務を委ねられていた他の取締役の指示・黙認の下で行われた不正会計について、自らは新規事業の立ち上げに注力していた創業者である代表取締役（提訴請求時は代表権のない取締役）の任務懈怠責任が追及された点が特徴的である¹⁾。

本件の主な争点は、① Y は本件不正会計を認識しながら黙認した（Y に監視義務違反がある）といえるか、② Y に内部統制システム構築義務違反があるか、③ Y は取締役会において本件剰余金の配当等に係る各議案に賛成するにあたり「その職務を行うについて注意を怠らなかった」（会社法 462 条 2 項）といえるかの 3 点であるが、本稿では紙幅の都合上①②についてのみ検討する²⁾。

二 監視義務違反の有無について

X は、Y が本件不正会計の事実又はその兆候を知っていたにもかかわらずこれを黙認したことを理由に、Y の監視義務違反を主張する。本判決は、A 社が平成 19 年以前から業務の適正を確保するための体制や文書管理規程等を整備していたことを認定したうえで、F 監査法人の指導等には P₃・P₁が対応していたこと、Y に情報が伝わることを P₁が遮断したこと、Y に本件不正会計に加担し又は黙認する動機があったということもできないこと等を総合考慮して、Y が本件不正会計の事実又はその兆候を知っていたということとはできないとし、Y に監視義務違反はないとした。これは、内部統制システムが外形上問題なく機能している場合には、あえて疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、他の取締役等がその報告通りに職務を遂行しているものと信頼することが許されるとする、いわゆる「信頼の権利」を前提とした判断であろう³⁾。すなわち、Y が確認した上記体制のもと、取締役 P₃・P₁がその報告通りに職務を遂行していると Y が信頼していたため、Y に監視義務違反はないという判断をしたものと考えられる。

本判決の判断枠組みは、取締役は取締役会上程事項の監視にとどまらず代表取締役等の業務執行

一般につき監視すべきとした最判昭 48・5・22 (民集 27 卷 5 号 655 頁) とは異なる。A 社は、昭和 48 年最判のように取締役会を開催したのではない小規模会社ではなく、大会社かつ上場会社であるため、社外取締役を含む全取締役が取締役会非上程事項まで監視することは事実上不可能である⁴⁾。このような A 社の特性に着目し、本判決は、取締役の行動規範や文書管理に関する適切な内部統制システムが構築され、かつその内部統制システムを通じて報告される情報を信頼して監視を行っているか否かという枠組みで Y の監視義務違反の有無を判断したものと考えられる。このように取締役の監視義務違反の判断枠組みについて昭和 48 年最判の射程を限定するような解釈は、近年の下級審裁判例 (東京地判平 19・5・23 金判 1268 号 22 頁) でもすでにみられており、多くの学説が主張するところでもある⁵⁾。

三 内部統制システム構築義務違反の有無について

平成 19 年不正会計を受けて整備された内部統制システムにつき、本判決は、内部統制システム構築義務に関する初の最高裁判決である最判平 21・7・9 (集民 231 号 241 頁) を引用したうえで、(1) ①再発防止委員会を設置して再発防止策を検討し、②G を導入し、③平成 19 年不正会計の手法を用いた売上げの不正計上ができなくなり、④本件不正会計は平成 19 年不正会計とは全く異なる要因からの発生であったことから、G を導入した当時において、本件不正会計の手法を用いての不適切な会計処理は通常想定されるものではなく、Y が導入した G は、平成 19 年の売上げの不正計上が発覚したときに想定された不正行為を防止する程度の機能を有していたとし、(2) その後も内部監査室の体制強化、従業員研修等で平成 19 年不正会計への言及、目安箱の設置等の措置を行い、加えて平成 19 年以前から社外監査役による監査体制や文書保存体制等が整備されていたことから、「Y が本件不正会計の事実又はその兆候を知ることではできず、上記体制を更に強化すべき状態にあったとはいえない」ため、「Y の整備した内部統制システムは、A 社の事業の内容、規模等に照らして、通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能ないし有用性を備えていたというべきである」と判示した。(1) は体制整備義務、(2) は

運用義務に関する判示である⁶⁾。

(1) 体制整備義務違反について、本判決は「整備すべき内部統制システムの内容については……取締役に応じ裁量が与えられている」として経営判断原則の適用を示しており⁷⁾、本件意見書にも指摘があるように、結果として問題のある内部統制システムではあったものの、Y の広い裁量を前提として審査したものと考えられる。(2) 運用義務違反については、以前から整備されていた社外監査役による監査体制や、取締役の行動規範や文書保存体制に基づき F 監査法人の指導に取締役 P₃・P₁ が対応したという事実を踏まえ、前述の「信頼の権利」を前提として審査したものであろう⁸⁾。

なお、本件の内部統制システム構築義務は、平成 19 年不正会計の防止を念頭に置いて審査しているが、この体制構築から本件代表訴訟提起に至る数年間においてもなお「通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能ないし有用性」を備えていたかは不明であり⁹⁾、この点も精査して審査すべきではなかったかと思われる。

●—注

- 1) 三浦治「本件判批」金判 1582 号 (2020 年) 10 頁。
- 2) 争点③については、弥永真生「本件判批」ジュリ 1539 号 (2019 年) 120 頁を参照。
- 3) 「信頼の権利」の詳細は、岩原紳作『商事法論集 I 会社法論集』(商事法務、2016 年) 318 頁、伊勢田道仁『内部統制と会社役員の法的責任』(中央経済社、2018 年) 95 頁、野村修也「判批」会社法判例百選〔第 3 版〕(2016 年) 109 頁参照。
- 4) 藤田友敬「取締役会の監督機能と取締役の監視義務・内部統制システム構築義務」尾崎安史ほか編『公開会社法と資本市場の法理 (上村達男先生古稀記念)』(商事法務、2019 年) 375 頁は、昭和 48 年最判の射程を限定することは肯定しつつも、事実上難しいというだけでは理論的な説明にはならないと指摘する。
- 5) 藤田・前掲注 4) 374 頁など。
- 6) 体制整備義務、運用義務については、野村・前掲注 3) 109 頁参照。
- 7) 三浦・前掲注 1) 44 頁。
- 8) 弥永真生「本件判批」ジュリ 1526 号 (2018 年) 3 頁。
- 9) 弥永・前掲注 2) 120 頁。

* 本稿は、(公財) 民事紛争処理研究基金による平成 30 年度助成に係る成果の一部である。